

許可業者各位

大阪市環境局事業部
一般廃棄物指導課長

自動計量システムの利用にかかる注意事項について（再通知）

標題について、令和元年10月2日付け、工場搬入時の自動計量システム利用時の回数超過による搬入や搬入振替等による搬入停止時間中の搬入のないよう、従業員等への周知について通知を行ったところであるが、誤搬入等が発生している。

については、適正な搬入について、従業員等へ周知徹底するよう、あらためて通知する。

記

1 搬入回数超過による搬入について

- ・ 焼却工場の入場時に操作パネルに回数超過が表示された場合は、搬入できないので速やかに退場すること。
- ・ 焼却工場の職員から焼却工場の「緊急用カード」または「手書き搬入票」による搬入を指示された場合は、搬入後速やかに一般廃棄物指導課に報告すること。
- ・ 特に各期の後半には、回数超過のないよう、管理者が確認し、従業員等への指示をすること。

2 搬入停止中の搬入について

- ・ 焼却工場の故障等により搬入振替の指示がある場合、搬入できないので、振替先の指示がある焼却工場へ搬入すること。
- ・ 当課より搬入振替指示があった場合は、従業員に遺漏なく周知し、搬入停止中の焼却工場に搬入しないこと。

3 計量票(レシート)の確認について

- ・ 焼却工場からの退場時に発行される計量票は、発行後、すぐに内容を確認し、内容に誤り(不正重量や振替元工場の未表示)等がある場合は、その場で焼却工場の職員に報告すること。
- ・ 搬入振替時には、入場時にタッチパネルを押したうえで、必ず計量票に振替元工場が表示されていることを確認し、内容に誤り等がある場合は、すぐに焼却工場の職員に報告すること。
- ※ 搬入振替時について、タッチパネルの押し忘れ及び退場後に申し出があっても、変更できないので十分注意すること。
- ※ 計量室に職員不在の場合は、インターホンにより工場職員に連絡すること。

一般廃棄物収集運搬業者に対する処分及び指導に関する要綱（抄）

第2条 許可業者は、処理施設へ搬入する際には、規則第10条に規定する搬入基準及び大阪広域環境施設組合（以下「一部事務組合」という。）が定める受入基準に従って搬入しなければならない。

2 規則第16条第2号の規定に基づく規則第10条第4号の市長の指示は、次のとおりとする。

- (3) 処理施設に一般廃棄物を搬入するときは、別途指示書により指定された処理施設（搬入先）、搬入回数及び搬入時間等の条件を守ることを。**